

農地・農業用施設災害復旧事業の補助率

担当 農村整備課防災対策班

事業主体
県 営

県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営

(注. 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

負担割合

区 分	国							県	地 元
	暫定法補助率			連年災害補助率 上 げ	激甚法補助率				
	通 常 補助率	単年災 高率補助率			上 げ				
		一 次 高率	二 次 高率		1 戸 当り 負担 額が 1 万 をえ ま ま	1 戸 当り 負担 額が 2 万 をえ ま ま	1 戸 当り 負担 額が 6 万 をえ ま ま		
農 地 農業用施設	50% 65%	80% 90%	90% 100%	1. その年の1戸 当たりの事業 費が4万円以 上の市町村。 2. その年を含む 過去3カ年の 1戸当たりの 事業費が10万 円以上の市町 村。 3. 上記1及び2を 満たすものにつ いては連年災 害補助額算定 方式(その年 を含む過去3 カ年の事業費 及び関係耕作 者とその年の 事業費及び関 係耕作者数と みなして単年 災の場合の補 助算定方式に より算出す る)により補 助額を算定し た結果、単年 災の補助額よ りも有利な場 合は連年災方 式をとる。	70% 70%	80% 80%	90% 90%	(県 営) ①国庫補助80%未 満の場合。全 体事業費から 国庫補助と地 元負担を除いた 額 ②国庫補助80%以 上の場合。 国庫補助残 の60%	(県 営) 全体事業費の8% 国庫補助 残の40%
	注. 暫定法補助率の算定 の場合の市町村ごと の1戸当たりの事業 費は災害関連事業を 除いたもので算出す る。			注. その年の発生災 害のうち、激甚 災害に係る災害 復旧事業につ いて暫定法に より算定され た補助残額及 び災害関連事 業の補助残額 の総額が1戸 当たり2万円以 上の市町村に ついて、上記区 分により適用 される。			(団 体 営) 一 国庫補助 残		